

家畜衛生情報

改正された「家畜改良増殖法」と
新法「家畜遺伝資源の不正競争の防止に関する法律」が
令和2年10月1日に施行されました！

改正「家畜改良増殖法」のポイント

- ◆家畜人工授精所の開設許可を受けていない農家による、家畜人工授精用精液・受精卵の保存や譲渡は法律で禁止されています。
 - 自己の飼養する雄から採取し、自己の飼養する雌に注入する場合はこの限りではありません。
※該当する場合は地域振興局農業農村支援センターで開設許可申請を行ってください
- ◆和牛の家畜人工授精用精液の容器(ストロー)には、種畜の名称、採取年月日、受精卵の容器には更に、授精所の管理番号、父母の個体識別番号などが必要です。
- ◆家畜人工授精所の開設者は毎年、運営の状況を県知事に定期報告する必要があります。
- ◆家畜人工授精所の開設者は、和牛の精液・受精卵の譲受、譲渡、廃棄または亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載し、10年間保存することが必要です。

新法「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」のポイント

- ◆和牛の遺伝資源の不正入手や不正転売を禁止し、悪質な違反者は懲役もしくは罰金刑が課せられます。
 - 10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、法人にあっては3億円以下の罰金刑を科せられることがあります。
- ◆この法律の適用には、和牛の家畜人工授精用精液等の生産者との契約約款の締結が必要です。

地域	電話番号	地域	電話番号
佐久農業農村支援センター	0267-63-3145	木曾農業農村支援センター	0264-25-2221
上田農業農村支援センター	0268-25-7126	松本農業農村支援センター	0263-40-1917
諏訪農業農村支援センター	0266-57-2913	北アルプス農業農村支援センター	0261-23-6511
上伊那農業農村支援センター	0265-76-6813	長野農業農村支援センター	026-234-9514
南信州農業農村支援センター	0265-53-0414	北信農業農村支援センター	0269-23-0209

ご不明な点については、お近くの地域振興局農業農村支援センターにお問合せ下さい。